

民間提案型事業 業務委託契約書附属書 I 「共通仕様書」改定に係る新旧対照表
(2018年9月版から2020年10月版への改定箇所のみ抜粋)

改定後 (2020年10月版)	改定前 (2018年9月版)	備考
<p>(業務関連ガイドライン)</p> <p>第9条 業務の実施に当たっては、受注者は以下の各号に示す当機構のガイドライン・手引きを踏まえるものとする。</p> <p>(1) 業務実施契約における契約管理ガイドライン (2018年5月)</p> <p>(2) コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン (2017年6月)</p> <p>(3) コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2017年4月)</p> <p>(4) コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2017年6月)</p> <p>(5) JICA輸出管理ガイドライン (業務受託者向け) <u>(2020年1月)</u></p> <p>(6) コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)</p> <p>(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン <u>(2020年4月)</u></p>	<p>(業務関連ガイドライン)</p> <p>第9条 業務の実施に当たっては、受注者は以下の各号に示す当機構のガイドライン・手引きを踏まえるものとする。</p> <p>(1) 業務実施契約における契約管理ガイドライン (2018年5月)</p> <p>(2) コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン (2017年6月)</p> <p>(3) コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2017年4月)</p> <p>(4) コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2017年6月)</p> <p>(5) JICA輸出管理ガイドライン (業務受託者向け) <u>(2017年6月)</u></p> <p>(6) コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)</p> <p>(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン <u>(2018年5月)</u></p>	<p>業務実施契約・共通仕様書 2020年4月版での修正を反映 (改定ガイドラインの反映)。</p> <p>※民間提案型事業では特記仕様書に基づき別のガイドラインが適用されます。</p>
<p>(供与機材にかかる手続き)</p> <p>第23条 第21条により受注者が調達する<u>物品・機材</u>のうち、特記仕様書の定めにより相手国政府等の機関へ譲渡することとされている物品・機材については、受注者は、当該<u>物品・機材</u>の調達後、速やかに相手国政府等の機関に譲渡する。譲渡に当たっては、当該相手国政府等の機関の長又はそれに準ずる者が署名した受領書を徴し、これを発注者に提出する。</p> <p>2 <u>譲渡した物品・機材</u>を受注者が業務上使用する場合は、相手国政府等の機関と協議して、その取り扱い、責任の範囲などを決定する。</p>	<p>(供与機材にかかる手続き)</p> <p>第23条 第21条により受注者が調達する機材のうち、特記仕様書の定めにより相手国政府等の機関へ譲渡することとされている機材については、受注者は、当該機材の調達後、速やかに相手国政府等の機関に譲渡する。譲渡に当たっては、当該相手国政府等の機関の長又はそれに準ずる者が署名した受領書を徴し、これを発注者に提出する。</p> <p>2 <u>譲渡した機材</u>を受注者が業務上使用する場合は、相手国政府等の機関と協議して、その取り扱い、責任の範囲などを決定する。</p>	<p>業務実施契約・共通仕様書 2020年4月版での修正を反映</p>